

「古着など、不用なものはありませんか？」訪問買取（訪問購入）に注意！

【事例1】

10日前「靴の買取りを行っている」と電話があった。初めは断っていたが、丁寧な話しぶりで「オリンピックがあるので、海外の人が好む下駄や草履も買い取る」と言われ、靴があるかもしれないと答えた。その後すぐに業者が訪ねてきてタブレットで靴を撮影し「査定中」と言いながら、貴金属はないかとさらに訊ねられたのでネックレスや指輪を見せたところ、合計3万5千円と言われて明細を見ずに売ってしまった。夜、家族に話したところ、「18金のネックレスや指輪が3千円程度の値にしかっていない」と指摘され、義母の形見を安価で売ってしまったと後悔した。取り戻せないか。

【事例2】

女性の声で、要らなくなった着物やハンドバックを買い取ると電話があり、訪問を了承すると男性が来訪した。着物を出したが「木綿の着物は買い取れない」と断られた。「交通費をかけてここまで来たのに手ぶらでは帰れない」と強く言われ、怖かったので年賀切手を出したが希少価値がないと買い取らなかった。仕方がないのでオリンピック等の記念硬貨を見せると額面価格で買い取った。クーリングオフしたい。

「着物や靴を買い取ると電話があり来訪した業者や突然訪問した業者に、十分な説明もないまま強引に宝石、指輪、ネックレスなどの貴金属を安価で買い取られてしまった」という相談が寄せられています。記念品や形見の品を渡してしまい、後悔するケースも見られます。

【消費者へのアドバイス】

- ① 訪問購入は、法律により勧誘や来訪を求めている者への勧誘行為やしつこい勧誘は禁止されています。訪問を希望しない場合ははっきり断りましょう。
- ② 買い取る物品を明示しないで勧誘することも禁止されています。売却したくない場合はきっぱりと断りましょう。
- ③ 事業者の連絡先や物品の種類、購入価格等が記載された書面を必ず受け取りましょう。
- ④ クーリングオフもできますが、返品を求めても「すでに処分した」などと言われ取り戻せないこともありますので注意が必要です。

※「訪問買取」の規定が適用されない商品もあるので注意してください。

迷ったり困ったときは、すぐにお住いの自治体の消費生活相談窓口にご相談しましょう。局番なしの188（いやや！）で、お近くの公的な相談窓口につながります。

困ったときは、まず消費生活相談室にご相談ください！

<三芳町消費生活センター>

月・火・木・金曜日（電話・来所） 午前10時～午後12時、午後1時～午後4時

※上記曜日以外 行政職員対応

電話番号：049-258-0019（内線292）